

成績の評価、卒業の認定について

1. 成績評価

(1) 単位、進級、卒業を認定するため、定期試験の成績及び出席状況等を考慮し総合的に成績評価を行う。

(2) 単一の科目に複数の担当教員がいる場合は、それぞれの担当時間数に応じて評価(得点)を平均するものとする。

(3) 評価は以下の基準で行い、60点以上を合格とする。

評価	基準	判定
A	90点以上	合格
B	80点以上90点未満	
C	70点以上80点未満	
D	60点以上70点未満	
F	60点未満	不合格

2. 単位の認定

(1) 単位の認定は、次の基準により年間でこれを行う。

- ① 定期試験の評価(得点)
- ② 各科目において総授業時間数の3分の2以上の出席
- ③ 未修得科目については、科目修得試験等の評価(得点)

3. 定期試験

(1) 科目修得認定を目的として、期末試験を実施する。各期における評価(得点)が60点以上を合格とする。

(2) 遅刻した科目は受験できない。ただし、開始後20分以内で、かつ、やむを得ない理由があると認められる場合は、試験監督の了解を得て受験できる。

(3) 試験監督の指示に従い厳正な態度で行うこと。

(4) 不正行為に対しては処分を行う。処分は、学則の規定に従い訓告・停学・退学とし当該試験の評点(得点)は無効とする。

4. 再試験・追試験・科目修得認定試験等

(1) 各期において定期試験の評価(得点)が60点未満の科目については、再試験を受験しなければならない。その際、所定の期日までに受験料を添えて申し込むこと。再試験の評価(得点)は60点をもって合格とする。

(2) やむを得ない理由で受験できなかった科目については、追試験を受験しなければならない。追

試験の評価(得点)は60点を持って合格とする。

(3)再試験、追試験の評価(得点)が60点未満の科目は、未修得科目とし次年度に行われる科目修得試験等を受験しなければならない。科目修得試験等の評価(得点)は60点を持って合格とする。

なお、試験の実施等の細目は、その都度、教務で定めるものとする。

5. 進級

(1)進級の認定は、次の基準により判定会議を経て校長が決定する。

①学年末において、各履修科目の年間平均点が60点以上であること。

②学年末において、未修得単位が4単位以下であること。

なお、4単位を超えた未修得単位がある場合、原級留置とする。当該学年の履修科目のうち、修得した基礎分野、専門基礎分野の科目については単位を認定する。

③所定の期日までに学費を納付していること。

(2)上記②の場合(卒業年次を除く)は、仮進級とし次年度に行う科目修得試験等において60点以上の評価(得点)を得なければならない。

なお、試験の実施等の細目は、その都度、教務で定めるものとする。

6. 卒業等

(1)全ての単位を取得したものに対して、模擬試験及び到達度試験等の結果を総合的に判断して卒業を認定する。

(2)第3学年の中期期末試験において成績不良者、欠席の多いものは卒業見込みとしない。

(3)第3学年の到達度試験において成績不良者、欠席の多い者又は学年末において未修得科目があるものは卒業としない。この場合、原級留置とする。当該学年の履修科目のうち、修得した基礎分野、専門基礎分野の科目については単位を認定する。ただし、当該年度内において補完できる場合は、この限りでない。